

地球温暖化対策実行計画 (平成20～27年度)

平成20年 6月
塩尻市役所

目 次

第1章 温暖化対策実行計画策定の背景	…… P. 1
第2章 温暖化防止実行マニュアルにおける削減目標の達成状況	…… P. 2
2-1 温暖化防止実行マニュアルの概要	
2-2 温室効果ガス排出量の状況	
2-3 温暖化防止実行マニュアルの見直しの必要性	
第3章 温暖化対策実行計画の基本的事項	…… P. 4
3-1 計画の目的	
3-2 計画の期間及び基準年度	
3-3 計画の対象とする事務及び事業の範囲	
3-4 計画の対象とする温室効果ガスの種類	
第4章 温室効果ガス排出量の状況	…… P. 5
4-1 温室効果ガスの種類別排出量	
4-2 温室効果ガスの活動項目別排出量	
4-3 二酸化炭素の要因別排出量	
第5章 温室効果ガスの削減目標	…… P. 8
5-1 目標設定の考え方	
5-2 温室効果ガスの削減目標	
第6章 温室効果ガスの削減に向けた取組み	…… P.10
6-1 取組みの基本方針	
6-2 取組みの手法	
6-3 日常業務活動における環境目的及び環境目標等（本庁舎等）	
6-4 日常業務活動における環境目的及び環境目標等（出先機関等）	
6-5 環境基本計画推進事業における環境目的及び環境目標	
6-6 公共工事における環境目的及び環境目標	
6-7 法的要求事項における環境目的、環境目標等	
第7章 計画の推進と点検・評価	…… P.19
7-1 計画の推進組織、実施体制及び進行管理	
7-2 計画の実施	
7-3 実施状況の点検、評価及び報告	
7-4 環境目的及び目標、実施体制及び計画の見直し	
7-5 実施状況の公表	
【参考資料】	…… P.21
1 温室効果ガス排出係数一覧	
2 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条	
3 我が国における二酸化炭素排出量の推移	

第1章 温暖化対策実行計画策定の背景

私たちは、石油や石炭など化石燃料を大量に消費することで、現在の豊かな生活を築き、便利な暮らしを手に入れましたが、一方で、資源の枯渇や二酸化炭素などの温室効果ガスの大量排出による地球温暖化問題が起きています。地球温暖化は、気候の変動、食糧不足、生態系の変化など様々な影響を及ぼす可能性があり、温室効果ガスの排出抑制は、地球環境を保全するうえでの緊急の課題となっています。

このようななかで、2005（平成17）年2月に京都議定書が発効し、我が国は、2008（平成20）年から2012（平成24）年までの第1約束期間に、温室効果ガスの排出量を1990（平成2）年比で6%の削減を義務付けられました。

また、1999（平成11）年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温暖化対策推進法」という。）」が施行され、地方自治体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画を策定し、公表することとなりました。

本市役所は、2002（平成14）年3月に認証を取得したISO14001環境マネジメントシステムを温室効果ガス削減のための手段とし、自らの事務及び事業の実施に伴い排出される温室効果ガスの削減を目的とした「塩尻市役所地球温暖化防止実行マニュアル（以下「温暖化防止実行マニュアル」という。）」を、平成14年9月に策定しました。その後、2003（平成15）年5月に、この温暖化防止実行マニュアルの一部を改正し、これに基づいて、温室効果ガスの排出量を市民に公表し、その削減に取り組んでいます。

また、本市は、地球温暖化防止の取組みを市域内で積極的に推進していくため、2004（平成16）年2月に「塩尻市地域新エネルギービジョン」を、2006（平成18）年2月に「塩尻市地域省エネルギービジョン（以下「省エネルギービジョン」という。）」を策定し、市民、事業者及び行政の役割を明確化するとともに、温室効果ガスの排出抑制のため、エネルギーの排出削減目標などを設定しました。

さらに、平成17年4月に、隣接する榑川村と合併して、市役所の事務及び事業の対象範囲が拡大されたことに伴い、本市役所のISO14001の認証範囲の拡大を行い、環境に配慮した取組みを継続して行ってきました。

このような状況を踏まえたうえで、本市役所は、当初の目標を達成した「温暖化防止実行マニュアル」を見直し、省エネルギービジョンとの整合を図りながら、新たな数値目標を掲げた「塩尻市役所地球温暖化対策実行計画（以下「温暖化対策実行計画」という。）」を策定し、本市内において温室効果ガスを多く排出する事業者のひとつとして、率先して地球温暖化防止活動を推進していくものです。

第2章 温暖化防止実行マニュアルにおける削減目標の達成状況

2-1 温暖化防止実行マニュアルの概要

- (1) 計画の期間
平成14年度から平成22年度までの9年間とします。
- (2) 基準年度
目標設定の基準とする年度は、平成12年度とします。
- (3) 削減目標値
温室効果ガスの排出量を平成12年度比で6%削減します。
- (4) 計画の範囲
本市役所が行うすべての事務事業（外部への委託事業等を除く。）
- (5) 対象となる温室効果ガス
対象となる温室効果ガスは、次の6種類のガスです。
二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、
ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、
六フッ化硫黄（SF₆）

2-2 温室効果ガス排出量の状況

本市役所の事務及び事業に伴って排出された平成17年度の温室効果ガス（二酸化炭素換算値）は、6,467.9t-CO₂で、平成12年度（基準年）より529.4t-CO₂(7.57%)の減少となり、目標を達成しました。温室効果ガス排出量の状況については、表1のとおりです。

これは、本市役所の事務及び事業施設における電気、灯油などの燃料の使用量の削減が主な要因で、二酸化炭素排出量の削減量は577.6t-CO₂ (8.35%減)となっています。

また、メタンは、排出量が大幅に増加しました。この原因は、公共下水道が整備されたことなどにより、下水処理施設である浄化センターにおける処理量が、大幅に増加したことが主な要因にあげられます。

さらに、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンについても、排出量が増加しましたが、主な原因としては、檜川村との合併に伴う公用車数の増加により、その総走行距離が増えたことがあげられます。

(表1を参照してください。)

〔表1〕

平成17年度の温室効果ガス排出量の状況（二酸化炭素換算値）

単位：t-CO₂

温室効果ガスの種類	年間排出量		基準年との増減	
	平成12年度	平成17年度	増減量	増減比
二酸化炭素（CO ₂ ）	6,915.9	6,338.3	-577.6	-8.35%
メタン（CH ₄ ）	67.7	113.1	45.4	67.06%
一酸化二窒素（N ₂ O）	5.0	6.0	1.0	20.00%
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	8.7	10.5	1.8	20.69%
パーフルオロカーボン（PFC）	—	—	—	—
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	—	—	—	—
合計	6,997.3	6,467.9	-529.4	-7.57%

※ パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄は、排出の可能性が低く、排出量の把握が困難なことから、計測の対象外としています。

2-3 温暖化防止実行マニュアルの見直しの必要性

本市役所の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスについては、その目標値を平成17年度に達成しましたが、平成18年3月24日に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「温暖化対策推進法施行令」という。）」が改正され、温室効果ガス算定のための排出係数が、大幅に変更されました。

さらに、同年度には、旧榑川村との合併、省エネルギービジョンの策定等があり、その後、平成19年12月27付けで、実行計画の策定についての長野県を經由した国からの依頼もあり、これらを総合的に考慮したうえで、本市役所は、温暖化防止実行マニュアルを全面的に見直し、新たに平成17年度を基準年度とした温暖化対策実行計画を策定することとしたものです。

第3章 温暖化対策実行計画の基本的事項

3-1 計画の目的

温暖化対策実行計画は、温暖化対策推進法第21条の規定により、本市役所の事務及び事業に関し、自らが温室効果ガス排出量の削減に関する計画を策定し、実施することによって、地球環境への負荷を低減し、もって地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3-2 計画期間及び基準年度

温暖化対策実行計画の対象期間は、平成20年度から平成27年度までの8年間とし、基準年度は、平成17年度とします。

3-3 計画の対象とする事務及び事業の範囲

温暖化対策実行計画の対象とする範囲は、市が行う事務及び事業に関する事項を対象とします。

なお、外部機関（一部事務組合、広域事務組合、民間企業等）への委託等を行っている事務及び事業については、原則として温暖化対策実行計画の対象外とします。

3-4 計画の対象とする温室効果ガスの種類

温暖化対策実行計画の対象とする温室効果ガスは、温暖化対策推進法第2条第3項に規定する6種類で、表2のとおりです。

〔表2〕

温室効果ガスと地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数	主な排出源等
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	代表的な温室効果ガス。化石燃料の燃焼などにより発生する。
メタン（CH ₄ ）	21	廃棄物の埋め立て、下水処理、稲作や家畜などから発生する。
一酸化二窒素（N ₂ O）	310	廃棄物の焼却、工業プロセス、農業などから発生する。
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	140～11,700	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒などから発生する。
パーフルオロカーボン（PFC）	6,500～9,200	半導体の製造プロセスなどから発生する。
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	23,900	変電設備に封入される電気絶縁ガスなどから発生する。

※ パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄は、排出の可能性が低く、排出量の把握が困難なことから、温暖化対策実行計画の計測から除外します。

第4章 温室効果ガス排出量の状況

4-1 温室効果ガスの種類別排出量

平成17年度（基準年）の本市役所の事務及び事業による温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算値）は、平成18年に改正された温暖化対策推進法施行令に基づいて再算定を行った結果、6,923.1 t-CO₂となりました。

また、温室効果ガスの種類別排出量については、二酸化炭素が6,463.8 t-CO₂で全体の93.37%と最も多く、次に一酸化二窒素が333.4 t-CO₂で4.82%となっており、この2ガスで、排出量全体の98.19%を占めています。

（表3-1及び図1-1を参照してください。）

〔表3-1〕

温室効果ガスの種類別排出量（二酸化炭素換算値）

単位：t-CO₂

温室効果ガスの種類	主な排出原因	排出量	排出割合
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気、燃料の使用、廃棄物の焼却	6,463.8	93.37%
メタン（CH ₄ ）	下水の処理等	123.7	1.79%
一酸化二窒素（N ₂ O）	下水の処理等	333.4	4.82%
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	公用車の使用（カーエアコン）	2.2	0.03%
合計	—	6,923.1	100.00%

※ 四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

※ 新しい「温暖化対策実行計画」と現在までの「温暖化防止実行マニュアル」では、温暖化対策推進法施行令の改正に伴う排出係数の変更があり、また、対象施設数が大きく異なるため、「第2章 温暖化防止実行マニュアルにおける削減目標の達成状況」に記載されている「〔表1〕平成17年度の温室効果ガス排出量の状況（二酸化炭素換算値）」の排出量の合計値とは異なっています。

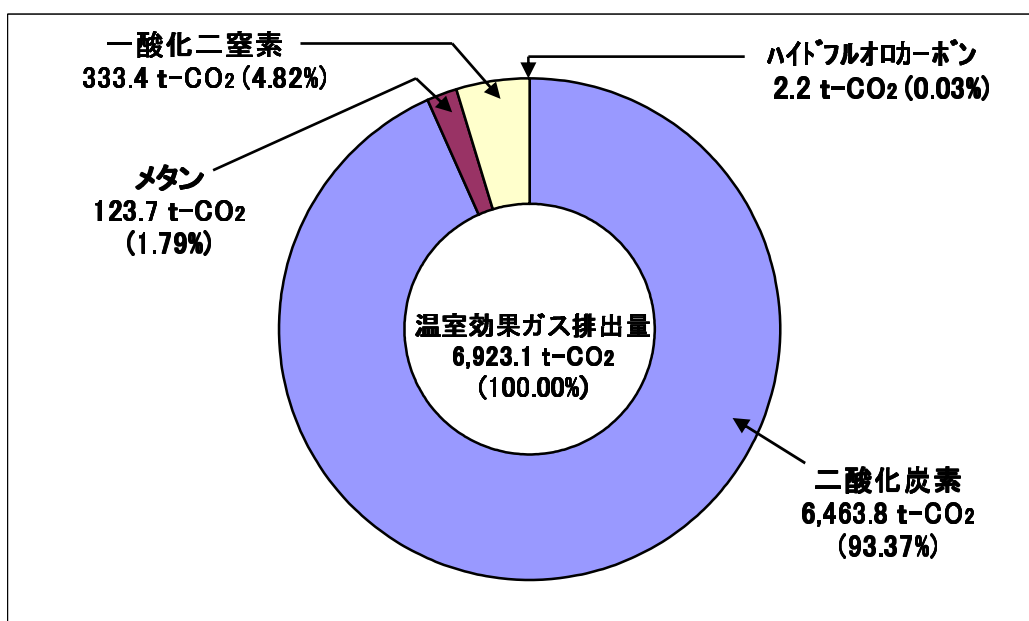


図1-1 温室効果ガスの種類別排出量

4-2 温室効果ガスの活動項目別排出量

温室効果ガスの活動項目別排出量は、表3-2及び図1-2のとおりです。

本市役所では、施設などの電気使用に伴うものが4,105.2 t-CO₂ (59.30%) と最も多く、次に灯油、A重油、LPGなどの燃料の使用に伴うものが2,128.8 t-CO₂ (30.75%)、下水処理過程に伴うものが427.0 t-CO₂ (6.17%) となっており、これらの項目で全体の96.22%を占めています。

〔表3-2〕

温室効果ガスの活動項目別排出量（二酸化炭素換算値）

単位：t-CO₂

温室効果ガスの排出に係る活動項目	排出量	排出割合
施設などの電気使用に伴う排出	4,105.2	59.30%
燃料（灯油、A重油、LPG）の使用に伴う排出	2,128.8	30.75%
自動車の燃料（ガソリン、軽油）使用や走行に伴う排出	205.1	2.96%
下水処理過程に伴う排出	427.0	6.17%
廃棄物の焼却に伴う排出	57.0	0.82%
合計	6,923.1	100.00%

※ 四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

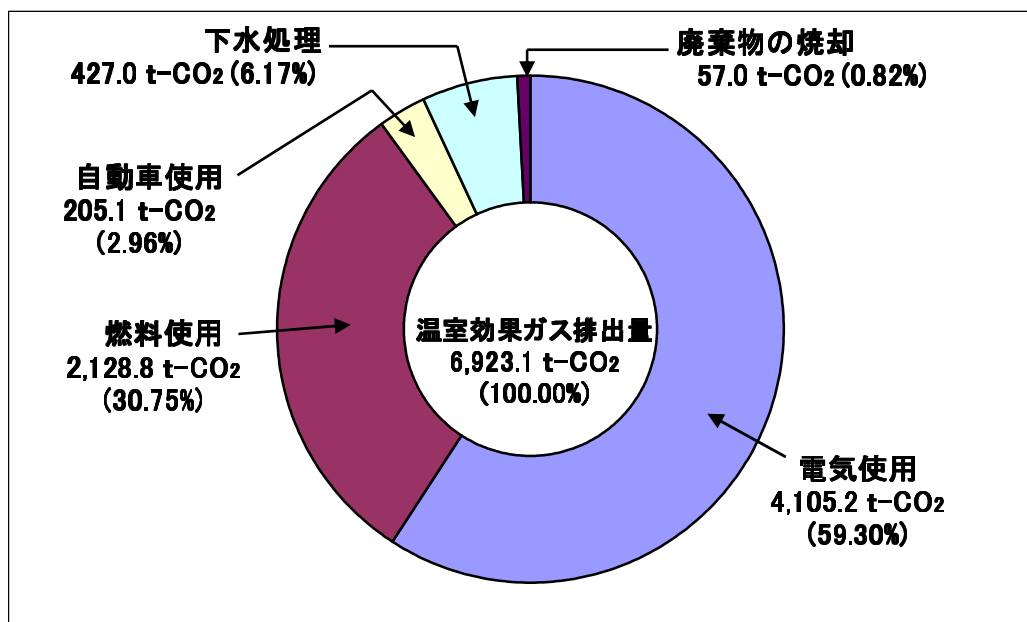


図1-2 温室効果ガスの活動項目別排出量

4-3 二酸化炭素の要因別排出量

本市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガスの中で、最も多く排出される二酸化炭素について、その要因別排出量を表3-3及び図1-3に示します。

二酸化炭素の要因別排出量は、施設などの電気使用に伴う排出によるものが、4105.2 t-CO₂(63.51%)と最も多く、次に灯油の使用に伴うものが1,458.5 t-CO₂(22.56%)、A重油の使用に伴うものが411.9 t-CO₂(6.37%)となっており、これらの要因で全体の92.44%を占めています。

〔表3-3〕

二酸化炭素の要因別排出量（二酸化炭素換算値）

単位：t-CO₂

温室効果ガスの排出に係る活動項目	排出量	排出割合
施設などの電気使用に伴う排出	4,105.2	63.51%
燃料（灯油）の使用に伴う排出	1,458.5	22.56%
燃料（A重油）の使用に伴う排出	411.9	6.37%
燃料（LPG）の使用に伴う排出	258.4	4.00%
自動車の燃料（ガソリン）使用に伴う排出	171.4	2.65%
自動車の燃料（軽油）使用に伴う排出	25.3	0.39%
廃棄物の焼却	33.2	0.51%
合 計	6,463.8	100.00%

※ 四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

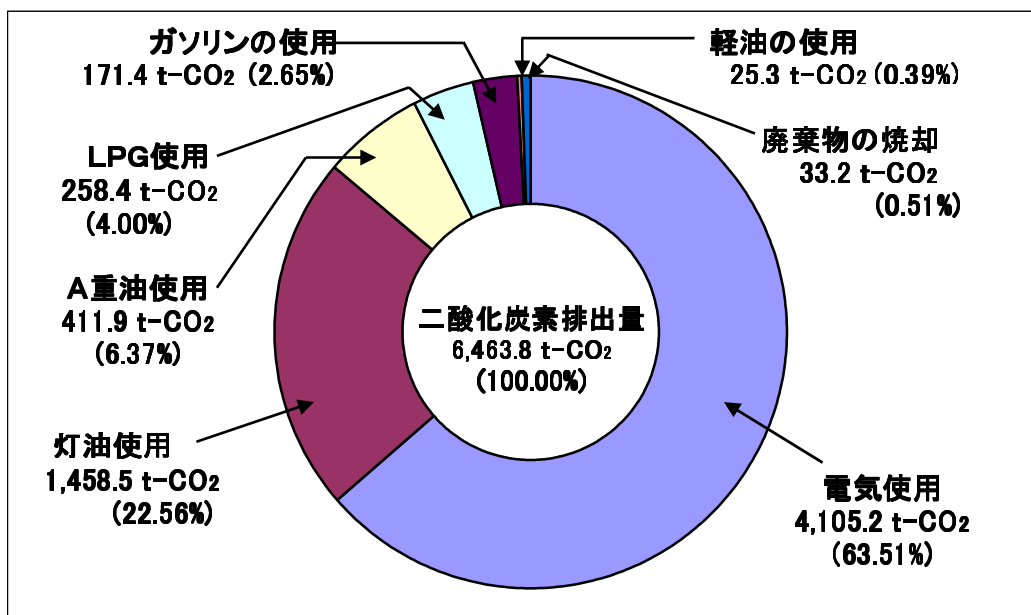


図1-3 二酸化炭素の要因別排出量

第5章 温室効果ガスの削減目標

5-1 目標設定の考え方

本市役所は、温暖化防止実行マニュアルの目標を達成した後においても、市内事業所の中にあって率先した環境改善活動を展開していくためには、今後、一段と高い新たな目標を設定し、取り組みを行っていく必要があると思われま

す。本市は、すでに地球温暖化防止対策として、省エネルギービジョン及び新エネルギービジョンを策定していますが、これらは、本市内における省エネルギーへの取り組みや新エネルギーの導入を推進する指針となるものです。

特に、省エネルギービジョンには、エネルギー消費の抑制や効率的な利用を推進していくために、二酸化炭素の削減目標値（エネルギーの使用量ベース）を設定しています。

本市役所も、大量の二酸化炭素を排出する事業者のひとつとして、当然のことながら、その策定に深く関与した本市の省エネルギービジョンが目指すものと同じものを目指していくべきであると考えます。

さて、省エネルギービジョンにおいては、次のような二酸化炭素の削減目標値（エネルギーの使用量ベース）で、次のように設定しています。

平成17年度を基準年として平成27年度までに
市内の二酸化炭素の排出量を11.2%削減!!

また、この省エネルギービジョンでは、部門別の二酸化炭素の削減目標値（エネルギーの使用量ベース）を、次のように設定しています。

・ 産 業 部 門	→	2.6%削減
・ 民 生 業 務 部 門	→	13.1%削減
・ 運 輸 部 門	→	7.0%削減

したがって、新たな温暖化対策実行計画については、平成17年度を基準年度とし、その目標値の算定にあたっては、省エネルギービジョンの部門別目標値を利用して、本庁舎等、支所等、保育園等、小・中学校及びその他出先機関については、民生業務部門の目標値を、浄化センター及び衛生センターについては、産業部門の目標値を、公用車使用については、運輸部門の目標値を、それぞれ適用するものとし、平成17年度の温室効果ガス排出状況の施設等別のデータに目標値を乗じて算定し、これを集約して、温暖化対策実行計画の全体目標値を、新たに設定します。

なお、メタン及び一酸化二窒素には、産業部門の目標値を、ハイドロフルオロカーボンには、運輸部門の目標値を適用するものとします。

（表4を参照してください。）

〔表4〕

温室効果ガスの削減目標（二酸化炭素換算値）

単位：t-CO₂

温室効果ガスの種類		H17年度 排出量	部 門 別 目 標 値	削減予定量	H27年度 排出予定量	目 標 値
二酸化炭素 (CO ₂)	産 業 部 門	2,238.2	-2.6%	-58.2	2,180.0	—
	民生業務部門	4,029.0	-13.1%	-527.8	3,501.2	—
	運 輸 部 門	196.7	-7.0%	-13.8	182.9	—
メ タ ン (CH ₄)		123.7	-2.6%	-3.2	120.5	—
一 酸 化 二 窒 素 (N ₂ O)		333.4	-2.6%	-8.7	324.7	—
ハイトﾞロフルオロカーボン (HFC)		2.2	-7.0%	-0.2	2.0	—
合 計		6,923.1	—	-611.8	6,311.3	-8.8%

※ 四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

※ 排出係数は、平成18年3月に改正された温暖化対策推進法施行令に定める値を用いています。

5-2 温室効果ガスの削減目標

◎ 本市役所の温室効果ガスの削減目標

塩尻市役所の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出量を
平成27年度までに平成17年度比で8.8%削減します!!

(図2を参照してください。)

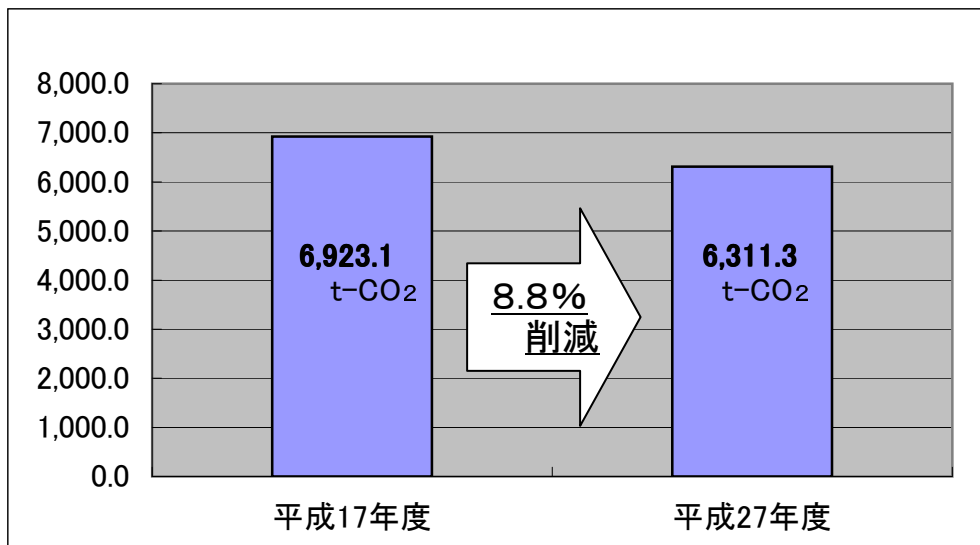


図2 本市役所の温室効果ガスの削減目標

第6章 温室効果ガスの削減に向けた取組み

6-1 取組みの基本方針

本市役所は、平成14年3月に本庁舎、総合文化センター及び保健福祉センターの3施設でISO14001の認証を取得しました。その後、小・中学校、保育園、支所などの出先機関へ認証範囲を拡大し、現在、積極的に環境改善活動や環境負荷低減活動に取り組んでいます。

このようなISO14001による取組みを着実に実施していくことは、職員一人ひとりが、日常業務活動のなかで率先的に環境に配慮した行動を実践することにつながり、地球環境保全への意識向上が図られるとともに、ISO14001による各種の取組みが、本市役所から排出される温室効果ガスを削減していくための最も有効な手段であると考えられます。

これにより、本市役所は、温暖化対策実行計画の推進のため、ISO14001環境マネジメントシステムを活用し、その日常業務活動を中心とした取組みを通じて、温室効果ガスの削減目標の達成を目指すものとします。

(図3を参照してください。)

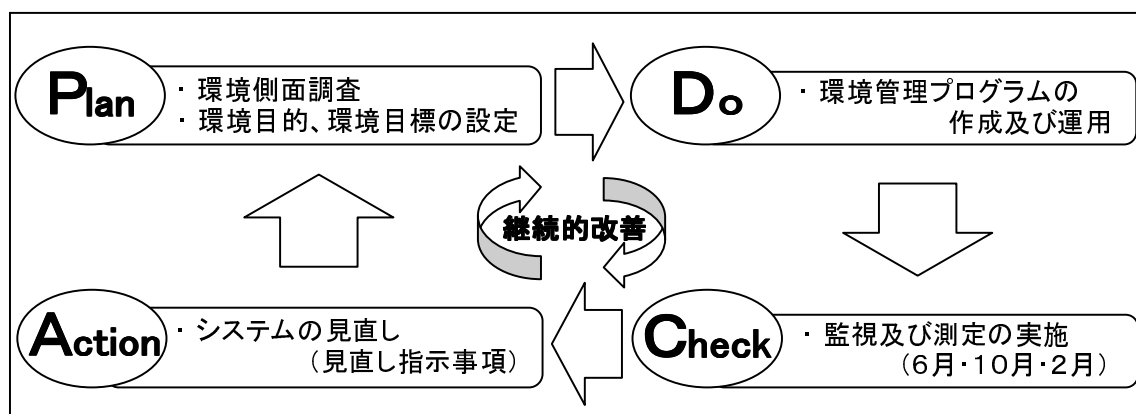


図3 ISO14001塩尻市役所環境マネジメントシステムのイメージ

6-2 取組みの手法

温室効果ガスの削減目標を達成するために、本庁舎等や出先機関において、様々な取組みを実施していく必要があります。このため、本市役所は、この温室効果ガスの削減目標を、ISO14001環境マネジメントシステムにおける日常業務活動の環境目的及び環境目標に位置づけ、効果的な温室効果ガスの削減に努め、環境負荷の低減を図っていくものとします。

なお、毎年度、システムの見直し等を行い、効果的な対策を講じていくため、電気、燃料等の使用量を的確に把握するとともに、温室効果ガスの排出量を算出し、これを市民に公表していくものとします。

6-3 日常業務活動における環境目的及び環境目標等（本庁舎等）

本市役所の本庁舎等に係る事務及び事業による温室効果ガスの排出量を削減するための日常業務活動における環境目的、環境目標、実施事項及び具体的な取組内容は、次に掲げるとおりです。

これにつきましては、毎年、環境側面調査等を行い、その内容等を検討し、環境目的、環境目標等を位置づけていくものとします。

(1) エネルギー使用量（電気、水等）を削減する。

ア 電気使用量の削減を図る。

(ア) こまめな消灯を行う。

- ・ 昼休み及び残業時における不要な照明は、消灯する。
- ・ 会議室、更衣室、トイレ、倉庫等の不要な照明は、消灯する。

(イ) 業務終了後の節電を行う。

- ・ 残業時には、部分点灯し、不要な照明を消灯する。
- ・ 毎週水曜日のノー残業デーの徹底を図る。
- ・ 業務終了後は、速やかに退庁する。

(ウ) 待機電力の節電を行う。

- ・ 昼休み及び長時間の退席時は、OA機器の電源を切る。
- ・ 帰宅時には、OA機器の待機電力スイッチや電気ポット等の電源を切る。

(エ) 電力の有効活用を行う。

- ・ 省エネルギー型機器の利用を推進する。

(オ) 冷暖房の適正温度による管理を行う。

- ・ 夏28℃、冬20℃の適正温度管理により、電気使用量の削減を図る。
- ・ 空調効果を高めるため、ブラインド、扇風機、シーリングファン等を活用する。

(カ) エレベーターの利用の抑制を図る。

- ・ エレベーターの利用を極力控え、階段を利用する。

イ 水道使用量の削減を図る。

○ 無駄な水の使用をやめ、節水に努める。

- ・ 洗面等における水の出し放しをやめる。
- ・ 洗車時の節水に努める。
- ・ 節水コマなどの節水設備の導入に努める。

ウ ガソリン、灯油等の燃料使用量の削減を図る。

(ア) 公用車両等の燃料削減を図る。

- ・ アイドリング・ストップなどのエコ・ドライブを推進する。
(急発進、急加速をせず、経済的な速度で走行する。)
- ・ タイヤの空気圧の調整など、定期的に点検整備する。
- ・ 公用車の適正使用（相乗り、徒歩や自転車の活用等）を推進する。

(イ) 職員の自家用車両等の燃料削減を図る。

- ・ ノーカーデーやノーマイカー運動を実施する。
(相乗り、徒歩や自転車の活用等を推進する。)

- ・ アイドリング・ストップなどのエコ・ドライブを推進する。
(急発進、急加速をせず、経済的な速度で走行する。)
- ・ タイヤの空気圧の調整など、定期的に点検整備する。
- (ウ) 施設管理に使用する燃料等の削減を行う。
 - ・ 冷暖房の適正温度管理により、灯油等の使用量を削減する。
 - ・ 室内温度の適正管理のため、夏季スマートライフ運動等を実施する。
- エ LPガス使用量の削減を図る。
 - LPガス使用量の削減に努める。
 - ・ LPガスの適正使用に努める。
- (2) 用紙等の使用量を削減する。
 - ◎ 用紙使用量の削減を図る。
 - (ア) 会議資料等の部数の削減を図る。
 - ・ 会議資料を簡素化する。
 - ・ 会議資料のページ数及び配布部数を必要最小限にする。
 - ・ 会議時の封筒配布を行わない。
 - ・ 刊行物の配布部数を最小限に削減する。
 - ・ 複写機カードを使用し、コピー用紙の削減を図る。
 - (イ) 紙の使用方法の見直しを行う。
 - ・ 文書類の電子化を推進する。
 - ・ 通知等は、グループウェアの電子掲示板や回覧板、Eメール等のできる限り利用する。
 - (ウ) 使用済用紙の再利用を図る。
 - ・ 印刷やコピー等は、原則として両面を使用する。
 - ・ 使用済み用紙やミスコピー紙の裏面を利用する。
 - ・ プリンターに再利用紙のカセットを設け、使用する。
 - ・ 使用済み封筒を再利用する。
 - ・ ポスター等の裏面を再利用する。
 - ・ FAX送付票は、できる限り省略する。
- (3) 廃棄物を減量する。
 - ◎ 可燃ごみ搬出量の削減を図る。
 - (ア) 分別収集の徹底を図る。
 - ・ 各職場においてリサイクルボックスを利用し、資源ごみの分別収集を徹底する。
 - ・ 可燃物、不燃物、資源物等の分別を徹底する。
 - (イ) 廃棄物発生の抑制を図る。
 - ・ 再利用できるものについては、再利用する。
 - ・ 庁内（職場内）のごみ箱の数を減らす。
 - ・ 可燃ごみの搬出は、指定ごみ袋を使用し、課等（職場）名を明記する。
 - ・ 使い捨て製品の使用や購入を控える。
 - ・ 割箸や使い捨て容器の使用を、できる限り控えるように努める。
 - ・ 生ごみ、落ち葉、剪定木などの堆肥化に努める。

- ・ 使用済み使い捨て容器等は、事業者責任処理とする。
 - ・ イベント等は、参加者が飲食物の容器を持ち寄ることとし、ごみ持ち帰り運動の徹底を図る。
- (4) 事業所内の環境整備をする。
- ◎ 事業所内の整理整頓を図る。
- (ア) 事務室の整理整頓を行う。
- ・ 机の上の整理整頓を行うとともに、退庁時には、机の上に書類等物を置かない。
 - ・ 各職場において、月に1回事務室の整理日を設け、事務室内の整理整頓を行う。
 - ・ 不要のものは、リサイクル等へまわす。
 - ・ 書類等の整理を行う。
- (イ) 倉庫、車庫等の整理整頓を行う。
- ・ 倉庫、書庫等の整理を行う。
 - ・ 倉庫内の不要なものは、リサイクル等へまわす。
 - ・ 文書等の保存区分に従い、不要なものは廃棄する。

6-4 日常業務活動における環境目的及び環境目標等（出先機関）

本市役所の出先機関に係る事務及び事業による温室効果ガスの排出量を削減するための日常業務活動における環境目的、環境目標、実施事項及び具体的な取組内容は、次に掲げるとおりです。

これにつきましても、毎年、環境側面調査等を行い、その内容等を検討し、環境目的、環境目標等を位置づけていくものとします。

- (1) エネルギー使用量（電気、水等）を削減する。
- ア 利用者（園児、児童、生徒等を含む。以下同じ。）の環境保全意識の高揚を図る。
- 利用者に啓発、指導を行う。
- ・ 節電、節水、省エネルギーの表示等を行い、利用者に協力を呼びかける。
- イ 電気使用量の削減を図る。
- (ア) こまめな消灯を行う。
- ・ 窓口を除き、昼休み等における不要な照明は、消灯する。
 - ・ 使用しない教室、会議室、更衣室、トイレ、倉庫等の不要な照明は、消灯する。
- (イ) 業務終了後の節電を行う。
- ・ 残業時には、部分点灯し、不要な照明を消灯する。
 - ・ 長期の休みには、冷蔵庫等を使用しない。また、電気器具のコンセントを抜く。
 - ・ 冬期間を除き、凍結防止帯のコンセントを抜く。
 - ・ 業務終了後は、速やかに退所する。
- (ウ) 待機電力の節減を行う。
- ・ 昼休み及び長時間の退席時は、OA機器の電源を切る。

- ・ 帰宅時には、OA機器の待機電力スイッチや電気ポット等の電源を切る。
- (エ) 電力の有効活用を行う。
 - ・ 省エネルギー型機器の利用を推進する。
- (オ) 冷暖房の適正温度による管理を行う。
 - ・ 夏28℃、冬20℃の適正温度管理により、電気使用量の削減を図る。
 - ・ 空調効果を高めるため、ブラインド、扇風機、シーリングファン等を活用する。
- イ 水道使用量の削減を図る。
 - 無駄な水の使用をやめ、節水に努める。
 - ・ 給食の準備及び片付け等における無駄な水の使用をさける。
 - ・ 園児、児童、生徒等に、水の流し放しをしないよう指導をする。
 - ・ 市民に、水の流し放しをしないよう協力を呼びかける。
 - ・ 節水コマなどの節水設備の導入に努める。
- ウ ガソリン、灯油等の燃料使用量の削減を図る
 - (ア) 公用車両等の燃料削減を図る。
 - ・ アイドリング・ストップなどのエコ・ドライブを推進する。
(急発進、急加速をせず、経済的な速度で走行する。)
 - ・ タイヤの空気圧の調整など、定期的に点検整備する。
 - ・ 公用車の適正使用（相乗り、徒歩や自転車の活用等）を推進する。
 - (イ) 施設管理に使用する燃料等の削減を行う。
 - ・ 冷暖房の適正温度管理により、灯油等の使用量を削減する。
 - ・ 灯油のホームタンク等を適正に管理する。
 - ・ 支障のない範囲で、業務に使用する燃料の削減に努める。
- エ LPガス使用量の削減を図る。
 - LPガス使用量の削減に努める。
 - ・ 給食の準備等におけるLPガスの使用抑制に努める。
- (2) 用紙等の使用量を削減する。
 - ◎ 用紙使用量の削減を図る。
 - (ア) 会議資料等の部数の削減を図る。
 - ・ 会議資料を簡素化する。
 - ・ 会議資料のページ数及び配布部数を必要最小限にする。
 - ・ 会議時の封筒配布を行わない。
 - ・ 複写機等の使用をできる限り抑制する。
 - ・ 園児、児童及び生徒への通知等の印刷、配布数を抑制する。
(できる限り、家庭数で印刷、配布する。)
 - (イ) 紙の使用方法の見直しを行う。
 - ・ 文書類の電子化を推進する。
 - ・ 通知等は、グループウェアの電子掲示板や回覧板、Eメール等をできる限り利用する。
 - (ウ) 使用済用紙の再利用を図る。
 - ・ 印刷やコピー等は、原則として両面を使用する。

- ・ 使用済み用紙やミスコピー紙の裏面を利用する。
 - ・ プリンターに再利用紙のカセットを設け、使用する。
 - ・ 使用済み封筒を再利用する。
 - ・ ポスター等の裏面を再利用する。
 - ・ F A X送付票は、できる限り省略する。
- (3) 廃棄物を減量する。
- ◎ 可燃ごみ搬出量の削減を図る。
- (ア) 分別収集の徹底を図る。
- ・ 各職場においてリサイクルボックスを利用し、資源ごみの分別収集を徹底する。
 - ・ 可燃物、不燃物、資源物等の分別を徹底する。
- (イ) 廃棄物発生抑制を図る。
- ・ 再利用できるものについては、再利用する。
 - ・ 職場内のごみ箱の数を減らす。
 - ・ 可燃ごみの搬出は、指定ごみ袋を使用し、施設名等を明記する。
 - ・ 使い捨て製品の使用や購入を控える。
 - ・ 割箸や使い捨て容器の使用を、できる限り控えるように努める。
 - ・ 生ごみ、落ち葉、剪定木などの堆肥化に努める。
 - ・ 使用済み使い捨て容器等は、事業者責任処理とする。
 - ・ イベント等は、参加者が飲食物の容器を持ち寄ることとし、ごみ持ち帰り運動の徹底を図る。
- (4) 事業所内の環境整備をする。
- ◎ 事業所内の整理整頓を図る。
- (ア) 事務室の整理整頓を行う。
- ・ 机の上の整理整頓を行うとともに、退室時には、机の上に書類等物を置かない。
 - ・ 各職場において、月に1回事務室の整理日を設け、事務室内の整理整頓を行う。
 - ・ 不要のものは、リサイクル等へまわす。
 - ・ 書類等の整理を行う。
- (イ) 倉庫、車庫等の整理整頓を行う。
- ・ 倉庫、書庫等の整理を行う。
 - ・ 倉庫内の不要なものは、リサイクル等へまわす。
 - ・ 文書等の保存区分に従い、不要なものは廃棄する。

6-5 環境基本計画推進事業における環境目的及び環境目標

本市役所のISO14001環境マネジメントシステムは、日常業務活動のほかに環境に有意義な環境側面として環境基本計画推進事業を捉え、これを推進していくことにします。

これにつきましては、毎年、環境側面調査等を行い、その内容等を検討し、環境目的、環境目標等を位置づけていくものとします。

【基本理念1】 環境をまもる心をはぐくむ

- (1) 市民の環境意識をたかめます
 - ア 地球温暖化防止の啓発
 - イ 生涯にわたる環境学習の推進
 - ウ 環境教育の推進（学校や保育園・地域）
 - エ 環境意識の高揚と実践の促進
- (2) 環境を保全する体制をつくります
 - オ 生活環境の保全促進
 - カ 環境にやさしい事業所の促進
 - キ 環境にやさしい学校や保育園づくり

【基本理念2】 資源を大切に作る社会をつくる

- (3) 省資源・省エネルギーを促進します
 - ク 省エネルギーの促進
 - ケ 二酸化炭素排出量の削減
- (4) ごみの減量とリサイクルを促進します
 - コ ごみ発生量の抑制
 - サ 生ごみ適正処理の促進
 - シ 循環型社会に向けた資源化・再利用の推進
- (5) 計画的なごみ処理体制をつくります
 - ス ごみ適正処理のための施設設備と運営
 - セ 長期的なごみ処理体制の検討
- (6) 新エネルギーの活用を促進します
 - ソ 新エネルギー導入推進体制の整備

【基本理念3】 美しい景観をつくる

- (7) 景観を保全し、創造します
 - タ 田園景観の形成促進
 - チ 都市景観の形成促進
 - ツ 街道景観の形成促進
 - テ 文化財の整備と活用
- (8) 市民の力による景観づくりを支援します
 - ト 市民活動との連携、支援
 - ナ 景観形成住民協定締結の促進
 - ニ 花壇づくり運動の促進
- (9) 緑化・美化を市民とともにすすめます
 - ヌ 公共施設・空間の緑地保全と整備
 - ネ 民有地緑化の促進
 - ノ 協働による環境維持管理の推進

【基本理念4】 ふるさとの自然をまもる

- (10) 水環境を保全し、創造します
 - ハ 水資源保全の推進
 - ヒ 水質基準の設定と目標達成の推進
- (11) 森林の整備を促進します
 - フ 森林づくりをささえる基盤整備
 - ヘ 森林の多面的機能の保全と整備
 - ホ 緑と人の共生促進
 - マ 生産力の向上と経営環境の向上
- (12) 貴重な自然をまもります
 - ミ 身近な自然環境の保全
 - ム 自然公園・貴重動植物の保護
 - メ 里の自然の保全と整備
- (13) 地球環境の汚染防止につとめます
 - モ 環境基準および環境目標の達成推進
 - ヤ 環境モニタリング調査の実施

6-6 公共工事における環境目的及び環境目標

本市役所は、環境保全型公共事業推進に関する指針などに基づいて、美しい塩尻の自然に配慮した環境に優しい公共工事を実施します。

これにつきましては、毎年、環境側面調査等を行い、その内容等を検討し、環境目的、環境目標等を位置づけていくものとします。

- (1) 地球環境に配慮した工事を施工する。
 - ◎ 環境保全型公共事業推進に関する指針に基づき、公共工事の推進を図る。
- (2) 環境に配慮した建設資材の使用を図る。
 - ◎ リサイクル材の利用を推進する。
- (3) 建設副産物のリサイクルを推進する。
 - ◎ 公共工事に係る建設廃材の再資源化の推進を図る。
- (4) 建設廃棄物を適正に管理する。
 - ア 公共工事に伴う廃棄物の抑制を図る。
 - イ 公共工事に伴う建設廃棄物の再利用を図る。
 - ウ マニフェストを提出させ、適正な運搬処分がされているか確認する。
- (5) 周辺の環境に配慮した工事を施工する。
 - ◎ 工事に伴う低騒音型機械を使用し、周辺の環境保全を図る。

6-7 法的要求事項における環境目的、環境目標等

本市役所は、法令に基づく環境基準などを遵守し、環境汚染の防止に努めます。
これにつきましては、毎年、環境側面調査等を行い、その内容等を検討し、環境目的、環境目標等を位置づけていくものとします。

- (1) 環境基準等を遵守する。
 - ア 大気汚染に係る排出基準及び規制等を遵守する。
 - イ 水質汚濁に係る排水基準及び規制等を遵守する。
 - ウ 騒音、振動、悪臭、土壌汚染等に係る規制等を遵守する。
 - エ アスベスト(石綿等)を適正に処理する。
 - オ 駐車場におけるアイドリングストップを実施する。
- (2) 法定検査の遵守及び貯蔵取扱基準の遵守をする。
 - ア 燃料流出の防止を図る。
 - イ ハロゲンガス流出の防止を図る。
 - ウ 化学薬品等の適正管理を図る。
 - エ 飲料水の適正管理を図る。
- (3) 処理基準を遵守する。
 - ア 廃棄物の処理基準を遵守する。
 - イ 放流水の水質を管理する。
- (4) 産業廃棄物等を適正に処理する。
 - ◎ 許可業者に委託を行う等、適正に処理する。

第7章 計画の推進と点検・評価

7-1 計画の推進組織、実施体制及び進行管理

温暖化対策実行計画の推進に係る組織・体制は、ISO14001環境マネジメントシステムの推進体制を活用するものとし、この組織により、進行管理を行っていきます。

(図4を参照してください。)

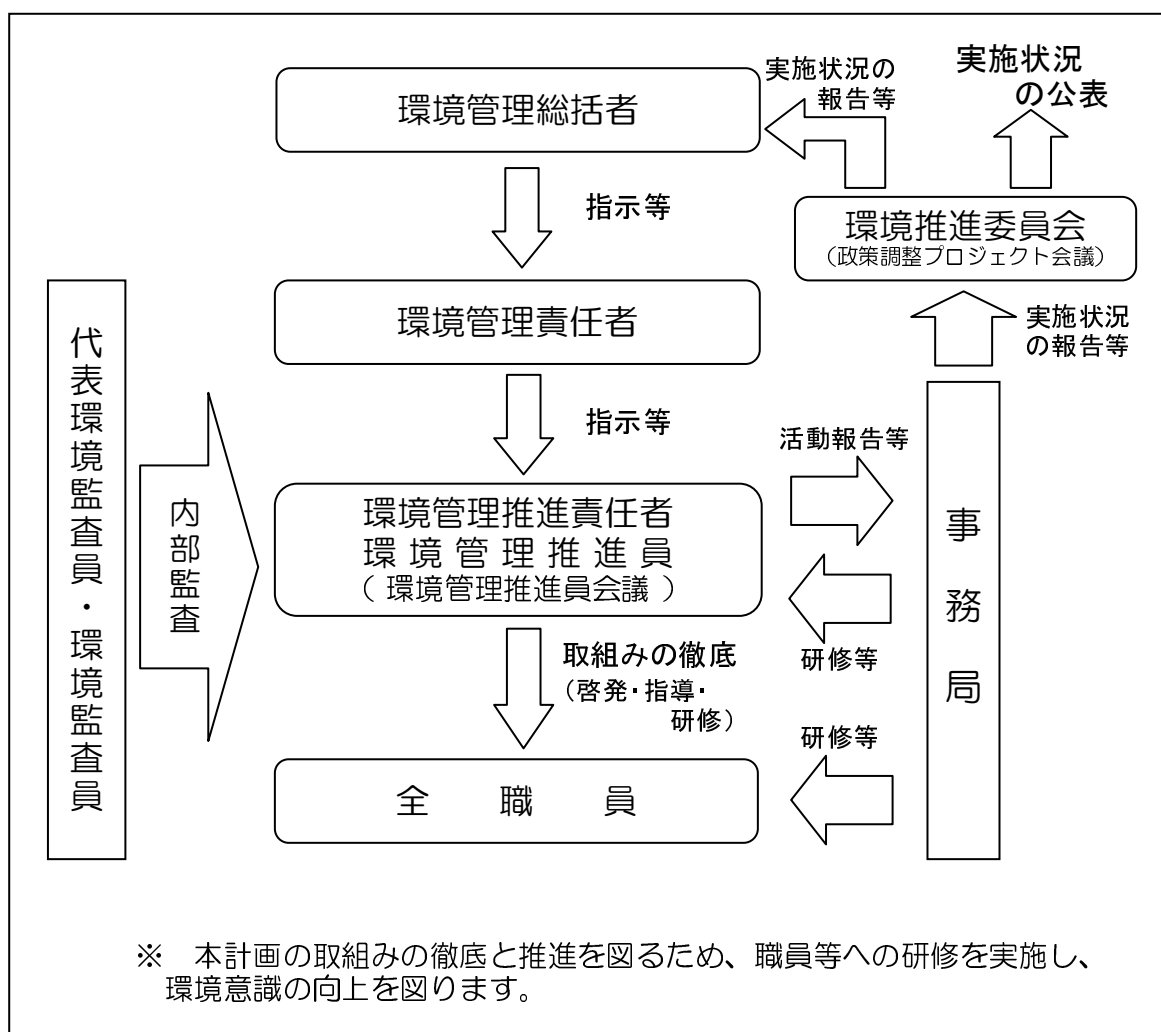


図4 温暖化対策実行計画の推進組織及び実施体制

7-2 計画の実施

温暖化対策実行計画による温室効果ガスの排出削減の具体的な実施方法等については、毎年、ISO14001環境マネジメントシステムの日常業務活動を中心とした環境目的及び環境目標のなかに位置づけ、実施プログラムを策定して、運用を行っていきます。

7-3 実施状況の点検、評価及び報告

- (1) 温暖化対策実行計画の実施状況を点検・評価するため、定期的に各施設ごとのエネルギー使用量等のデータを収集し、温室効果ガスの排出量を把握して、運用においての各種の取組みに反映していきます。
- (2) 環境管理推進責任者（課等の長）は、ISO14001環境マネジメントシステムの環境管理マニュアルに基づいて、定期的に課等及び施設等の取組状況を把握・点検し、その結果を事務局に報告します。
- (3) 事務局は、毎年度の温室効果ガス排出量、取組状況等を取りまとめ、その結果を環境推進委員会に報告します。これを受けて、環境推進委員会は、その結果の評価を行い、評価を加えた結果を環境管理総括者（市長）に報告します。
- (4) 温暖化対策実行計画の実施状況等については、毎年、ISO14001環境マネジメントシステムに基づく内部環境監査による点検を実施し、代表環境監査員は、その結果を環境管理総括者（市長）に報告します。

7-4 環境目的及び目標、実施体制及び計画の見直し

ISO14001環境マネジメントシステムの環境目的、環境目標等については、毎年、前年度の環境目的及び環境目標の達成状況等を踏まえて、環境推進委員会が見直しを行うものとします。

温暖化対策実行計画の温室効果ガスの削減目標については、目標の達成状況等を踏まえ、また、温暖化対策実行計画の推進組織、実施体制等については、環境推進委員会や代表環境監査員からの報告等を踏まえて、環境管理総括者（市長）が必要に応じて見直しを行うものとします。

7-5 実施状況の公表

温室効果ガスの排出量、取組状況及び評価については、毎年、広報しおじりや本市のホームページ等を通じて、市民に公表することとします。

【参考資料：1】

温室効果ガス排出係数一覧

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令・第3条
(H18. 3.24 一部改正)

1 二酸化炭素 (CO₂)

(1) 燃料の燃焼に伴う排出

分類	排出係数		発熱量		備考
	数値	単位	数値	単位	
ガソリン	0.0183	kg-C/MJ	34.6	MJ/kg	2.322 kg-CO ₂ /kgに相当
灯油	0.0185	kg-C/MJ	36.7	MJ/ℓ	2.489 kg-CO ₂ /kgに相当
軽油	0.0187	kg-C/MJ	38.2	MJ/ℓ	2.619 kg-CO ₂ /kgに相当
A重油	0.0189	kg-C/MJ	39.1	MJ/ℓ	2.710 kg-CO ₂ /kgに相当
L P G	0.0163	kg-C/MJ	50.2	MJ/kg	3.000 kg-CO ₂ /kgに相当

(2) 他人から供給された電気の使用に伴う排出

分類	排出係数		備考
	数値	単位	
一般電気事業者からの使用	0.481	kg-CO ₂ /kWh	平成18年度実績(中部電力㈱)
〃	0.452	kg-CO ₂ /kWh	平成17年度実績(中部電力㈱)
その他の電気供給からの使用	0.555	kg-CO ₂ /kWh	

(3) 一般廃棄物の焼却に伴う排出 (廃プラ類)

分類	排出係数		備考
	数値	単位	
一般廃棄物の焼却	735	kg-C/ t	2.695 t-CO ₂ / tに相当

2 メタン (CH₄)

(1) 自動車の走行に伴う排出

分類	使用燃料	排出係数		備考
		数値	単位	
乗用車	ガソリン	0.000010	kg-CH ₄ /km	
バス	〃	0.000035	kg-CH ₄ /km	
軽乗用車	〃	0.000010	kg-CH ₄ /km	
普通貨物車	〃	0.000035	kg-CH ₄ /km	
小型貨物車	〃	0.000015	kg-CH ₄ /km	
軽貨物車	〃	0.000011	kg-CH ₄ /km	
特殊用途車	〃	0.000035	kg-CH ₄ /km	

乗 用 車	軽 油	0.000002	kg-CH ₄ /km	
バ ス	〃	0.000017	kg-CH ₄ /km	
普通貨物車	〃	0.000015	kg-CH ₄ /km	
小型貨物車	〃	0.0000076	kg-CH ₄ /km	
特殊用途車	〃	0.000013	kg-CH ₄ /km	

(2) 下水又はし尿の処理に伴う排出

分 類	排 出 係 数		備 考
	数 値	単 位	
終 末 処 理 場	0.00088	kg-CH ₄ /km	

3 一酸化二窒素 (N₂O)

○ 自動車の走行に伴う排出

分 類	使用燃料	排 出 係 数		備 考
		数 値	単 位	
乗 用 車	ガソリン	0.000029	kg-N ₂ O/km	
バ ス	〃	0.000041	kg-N ₂ O/km	
軽 乗 用 車	〃	0.000022	kg-N ₂ O/km	
普通貨物車	〃	0.000039	kg-N ₂ O/km	
小型貨物車	〃	0.000026	kg-N ₂ O/km	
軽 貨 物 車	〃	0.000022	kg-N ₂ O/km	
特殊用途車	〃	0.000035	kg-N ₂ O/km	
乗 用 車	軽 油	0.000007	kg-N ₂ O/km	
バ ス	〃	0.000025	kg-N ₂ O/km	
普通貨物車	〃	0.000014	kg-N ₂ O/km	
小型貨物車	〃	0.000009	kg-N ₂ O/km	
特殊用途車	〃	0.000025	kg-N ₂ O/km	

4 ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)

○ 自動車用エアコンディショナー使用時の排出

分 類	排 出 係 数		備 考
	数 値	単 位	
エ ア コ ン 使 用 車	0.015	kg-HFC/台・年	

【参考資料：2】

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)・第21条

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

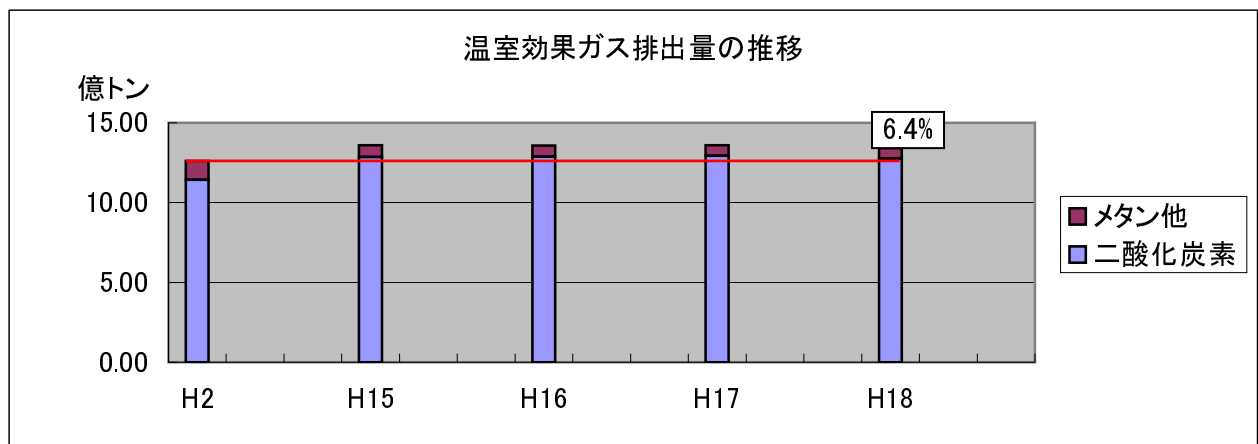
- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

【参考資料：3】

我が国における二酸化炭素排出量の推移



- ・ 京都議定書において、我が国は、温室効果ガスの総排出量を第1約束期間(2008年～2012年)までに、1990年(基準年)のレベルから6%削減するという目標が定められました。
- ・ 温室効果ガスの排出量(二酸化炭素換算値。以下同じ。)は、平成18年度の速報値によると、13億4,100万tであり、京都議定書の基準年の12億6,100万tと比べると、6.4%増加しています。
- ・ 平成18年度の温室効果ガスの排出量は、前年度(平成17年度)に比べて1.3%減少したものの、京都議定書の削減目標を達成するためには、約12.4%の削減が必要になります。

塩尻市役所 地球温暖化対策実行計画

平成20年 6月発行

編集・発行 塩尻市 市民環境事業部 生活環境課

〒399-0786

塩尻市大門七番町3番3号

電話：0263-52-0280

FAX：0263-54-7661

E-mail：kankyo@po.city.shiojiri.nagano.jp